



平成 18 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 エイジス

代表者の役職名 代表取締役社長

斎 藤 昭 生

(J A S D A Q コード番号 4 6 5 9)

問い合わせ先 執行役員経営企画室長

山 根 洋 行

(TEL 0 4 3 - 3 5 0 - 0 8 8 8)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に定のあるものとみなされる事項につきまして、条文の新設、変更、所要の文言の整備等あわせて行うものがあります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
 - ② 長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するために、旧商法下における取締役の解任基準と同様の条件とすべく、第 21 条第 4 項(取締役の解任決議)を新設するものであります。
 - ③ 会計監査人を置くため、第 6 章会計監査人を新設するものであります。
 - ④ 会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 40 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

- ⑤ 株主に対する効率的かつ充実した情報提供を可能にするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を可能にするため、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ⑥ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑦ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現を変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑧ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(3) 附則を適用する監査役全員が該当しなくなりましたので、附則を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木）

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は株式会社エイジスと称し、 英文ではA J I S C O . , L T D . と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 実地棚卸サービスの提供 2. コンピューターによる資産棚卸システムのハード及びソフトの開発と実施 3. マーケティングデータの提供と分析 4. 商品販売時点情報管理システムのハード及びソフトの販売及び運用の支援 5. 上記サービスにかかわるフランチャイズ加盟店への技術の提供と指導 6. 実地棚卸サービスにかかわる機械、器具の卸・小売・リース及び輸出入 7. 損害保険代理業務 8. 前各号に付随する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を千葉県千葉市花見川区に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 14,000,000株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、<u>株式会社エイジスと称し、</u> 英文ではA J I S C O . , L T D . と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 実地棚卸サービスの提供 (2) <u>コンピューターによる資産棚卸システムのハード及びソフトの開発と実施</u> (3) <u>マーケティングデータの提供と分析</u> (4) <u>商品販売時点情報管理システムのハード及びソフトの販売及び運用の支援</u> (5) <u>上記サービスにかかわるフランチャイズ加盟店への技術の提供と指導</u> (6) <u>実地棚卸サービスにかかわる機械、器具の卸・小売・リース及び輸出入</u> (7) <u>損害保険代理業務</u> (8) <u>前各号に付随する一切の業務</u> (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 14,000,000株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 (新 設)	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。
(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。 (新 設)	(新株の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (第8条第2項に移項)
(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。	(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。
	(株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期</u>の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほかその他、定款に別段の定めのある場合の外、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して<u>臨時に基準日を定めることができる。</u> 第3章 株主総会 (招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し臨時株主総会は、必要のある場合に<u>随時これを招集する。</u> (招集者および議長) 第13条 株主総会は<u>社長が招集し、議長となる。</u> 2. 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる。</u> (新 設) (議決権の代理行使) 第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、<u>代理権を証する書面を提出することを要する。</u>	(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u> 第3章 株主総会 (招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、<u>臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u> (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>議決権を行使することができる。</u> 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当会社に提出しなければならない。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 (議事録) 第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。 第4章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会 (新 設) (取締役および監査役の員数) 第17条 当社の取締役は3名以上11名以内、監査役は3名以内とする。 (取締役および監査役の選任) 第18条 当社の取締役および監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (新 設) (取締役および監査役の任期) 第19条 取締役の任期は就任後2年内の、監査役の任期は就任後4年内のそれぞれ最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 (削 除) 第4章 取締役および取締役会 (監査役については、第5章に移項) (取締役会の設置) 第19条 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、3名以上11名以内とする。 (取締役の選任および解任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<u>3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設) (取締役会の招集者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長が招集し、議長となる。 <u>2. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> (取締役会の招集手続) 第21条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに通知を発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設) (取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u> (代表取締役および役付取締役) 第23条 当会社に、社長1名を、必要に応じて取締役相談役、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選任する。 <u>2. 社長は、当会社を代表する。</u> <u>3. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</u>	(第33条第2項に移項) (代表取締役および役付取締役) 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 <u>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> <u>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 <u>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。</u> ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (第23条に移項)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(議事録) 第24条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 <u>2. 取締役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u> (新 設) (報酬および退職慰労金) 第25条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 (新 設) (第4章から移項) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、</u>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (削 除) (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役 (監査役の設定) 第30条 当会社は監査役を置く。 (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。 (監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第34条 監査役は、互選により常勤監査役を選定する。 (監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u>
(新 設)	<u>第36条 当社は会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u>
(新 設)	<u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
	<u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
	<u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
	<u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役(監査役が2名以上いるときは、その過半数)の同意を得て定める。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
	<u>第40条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>
	<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第5章 計 算</u> (営業年度および決算期日)	<u>第7章 計 算</u> (事業年度)
<u>第26条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</u>	<u>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
(利益配当)	(期末配当金)
<u>第27条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u>	<u>第42条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u>
(中間配当)	(中間配当金)
<u>第28条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当金という)を行うことができる。</u>	<u>第43条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(配当金の除斥期間) 第29条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる<u>ものとする。</u> (新 設) (附 則) 第19条の規定にかかわらず平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、<u>なお従前のとおり任期は3年とする。</u>	(期末配当金等の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 <u>2 未払の配当財産が金銭である場合には利息をつけない。</u> (削 除)

以上